

一般廃棄物（ごみ）処理施設の整備事務移管計画（案）

1 事務の移管に向けての基本的事項について

1) 一部事務組合へ事務を移管する市町

彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町（以下「1市4町」という。）

愛荘町については新たな一部事務組合への加入。

2) 移管事務を受け入れる一部事務組合

彦根犬上広域行政組合（以下「組合」という。）

3) 移管事務

一般廃棄物（ごみ）処理施設の建設ならびに建設後の当該施設の管理運営にかかる事務。

4) 事務移管年月日

平成22年3月1日（月）

参照「事務移管スケジュール概要図」

2 1市4町議会への提案と調整について

1) 規約改正（組合加入）議案の提案時期

平成21年12月定例会において、彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町は組合規約の改正議案を、愛荘町は新組合への加入議案を、それぞれ理事者提案する。

2) 組合議員選挙

新組合議員の（追加）選出は、彦根市、愛荘町とも組合規約施行日（平成22年3月1日）以降となる平成22年3月定例会の日程とすることで議会と調整する。

3 協議会・幹事会の役割について

1) 促進協議会

湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会（以下「協議会」という。）は今回の組合への事務移管に関する諸事項の決定機関とする。

2) 幹事会

湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会幹事会（以下「幹事会」という。）は協議会の指示により事務移管に関する実務的な準備作業等を行う。

幹事（会）は、1市4町および組合の関係部署担当者と連絡・調整を行うとともに、その結果について促進協議会に適時報告する。

3) 1市4町および組合の関係部署担当者

1市4町および組合の関係部署担当者は、新組合の組織、機構、予算等の詳細について幹事(会)と連絡・調整を行うとともに、当該自治体の条例・規則等の整備を行う。また、協議会および幹事会からの求めに応じ会議に出席する。

4 実務の進め方について

1) 規約変更の議案とその議決について

彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町は組合規約変更の議案として、議案書に規約案等を添付し理事者提案する。

愛荘町については、新組合への加入を議案として、議案書に規約案等を添付し理事者提案する。

2) 協議(書)について

1市4町の議会終了後、促進協議会で協議書の調印を進める。

3) 申請および許可について

今回の申請は、組合規約の変更として、組合管理者が、申請書に協議書写、変更理由書、組合新規約、各市町議決書写、各市町会議録写等を添付し許可の申請をする。

許可申請は、遅くとも平成22年1月上旬に県へ申請する。

4) 新組合予算について

平成22年度当初組合予算については、平成22年2月組合定例議会で審議されることとなるが、この時点では愛荘町が未加入のため、新組合への移行に伴う必要最小限の必要経費(人件費・事務費等)についての予算案とする。

議決された平成22年度組合当初予算については、暫定的に、愛荘町を除く1市3町で負担することとし、1市3町の3月定例議会で負担金の予算提案を行う。

平成22年3月1日の新組合規約の施行により愛荘町が新組合に加わるものの、実質的な体制が整うのは4月1日以降であり、新組合の平成21年度3月については年度当初予算内で執行できる見込みのため、基本的には改めて補正予算として愛荘町に負担金は求めない。

新組合への移行に伴う、主となる事業費等の当初予算、ならびに補正予算(人件費・事務費の負担金再配分)は、1市4町の議員が揃う4月1日以降開催される新組合臨時議会上に提案する。

臨時議会で議決された補正後の負担金について、1市4町の平成22年6月定例議会で補正予算の提案を行う。

5) 新組合組織・人事について

新組合の組織については、新規約許可後施行日前である2月組合定例議会で必要な条例を整備する。その後速やかに関係組合規則等の改正を行う。

構成市町の派遣職員数の緩和や、今後の組合運営の事務の継続性を考慮し、新組合に必要な職員の若干名については、今年度中に組合職員の新規採用試験等を実施し確保する。

今回の事務移管に伴い、新組合に必要な職員は、新規約施行日(3月1日)の一箇月後の平成22年4月1日付で、1市4町が職員を派遣する。

6) 新組合臨時議会について

新組合臨時議会は、新規約の施行日(平成22年3月1日)から1ヵ月後の4月1日以降の早期に招集とすることで調整する。

新組合臨時議会では、新組合の条例改正議案、補正予算案等を提案する。

5 協議会の解散とそれに替わる組織等について

1) 協議会の所掌事務と解散時期

新組合成立後(組合新規約施行日以降)は、協議会の所掌事務のすべては新組合へ移管される。協議会が契約中の業務等が終了し、支出が見込まれなくなった時点で、速やかに協議会の解散手続きを行う。

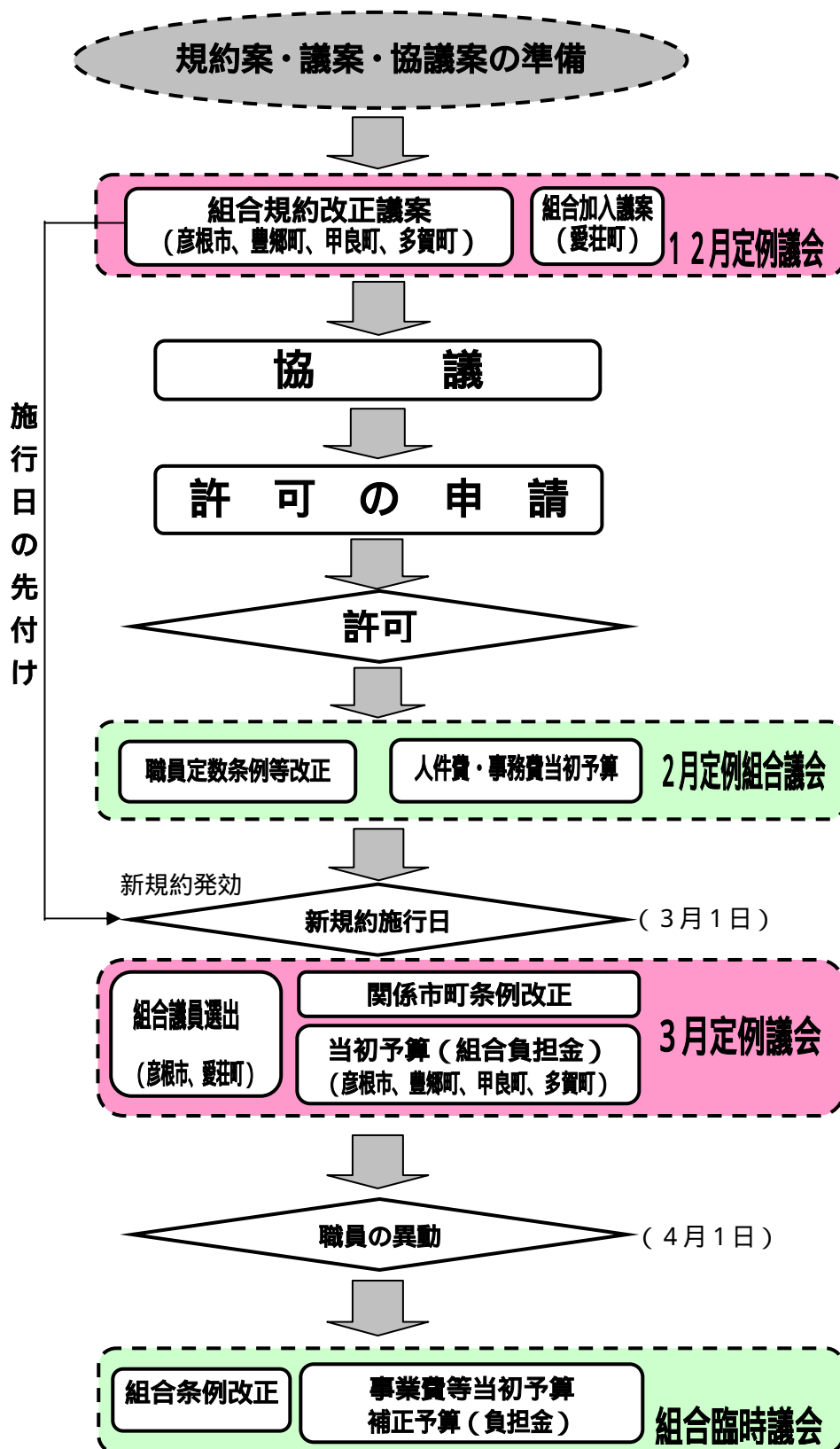
2) 協議会の所持金の取り扱いについて

協議会の所持金は、解散時に清算し、協議会構成市町へ返還する。

3) 公開の場の継続について

新組合においても、現在の協議会の公開開催の趣旨に準じた公開の場(会議)について、設置する方向で進める。

組合規約改正および議会関係図



事務移管スケジュール概要図

